



落とし物や忘れ物の取り扱いはどう変わったの？

平成19年
12月10日
施行

① 落とし物や忘れ物の保管期間が3か月になりました

これまでは警察署に拾得物が届けられた場合、落とし主を探し、また、落とし主からの連絡を待つ期間は6か月でしたが、その期間が3か月に変更されました。



② 落とし物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、探しやすくなりました

各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報がホームページで公表されるようになりました。



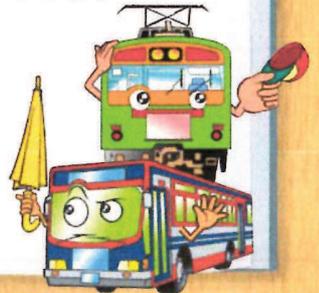
③ 携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、拾った人が所有権を取得できないこととなりました

携帯電話やカード類などの個人情報が入った拾得物については、個人情報の保護等の観点から、落とし主が見つからない場合でも、拾得者に所有権が移転しないこととなりました。



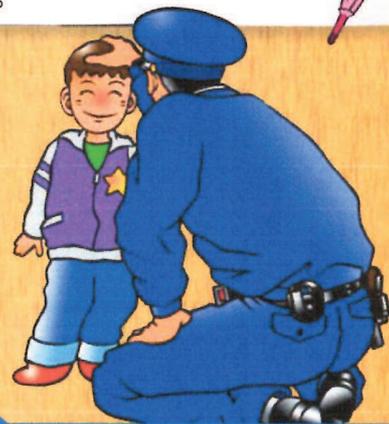
④ 公共交通機関や店舗など多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を対象に特例施設占有者制度が新設されました

一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会から指定を受けた施設の占有者(特例施設占有者)は、2週間以内に拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その拾得物を自ら保管できるようになりました。



⑤ 傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却できることとなりました

拾得物は、これまで全て一律に6か月間保管されていましたが、警察署長と特例施設占有者は、傘・衣類等の大量・安価な物や保管に不相当な費用を要する物については、2週間以内に落とし主が見つからない場合は、売却等の処分ができることとなりました。



落とし物や忘れ物をしたり、拾ったらどうすればいいの？

★落とし物や忘れ物をされた方へ

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせてください。また、警察署又は交番・駐在所に遺失の届出をしてください。

各都道府県警察のホームページにアクセスしていただくと、各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報を見て、落とし物や忘れ物を探すことができます。

★落とし物や忘れ物を拾われた方へ

駅や店舗などの施設で拾った場合には、その施設に届けてください。施設以外(路上等)で拾った場合には、最寄りの警察署や交番・駐在所に届けてください。



駅やお店などの場所での取り扱いはどうなったの？

★駅や店舗などの施設の方へ

駅や店舗などの施設では、これまでどおり拾得物に関する事項を掲示するか、拾得物に関する事項を記載した書面を備え付けて閲覧させる必要があります。

拾得物の届出を受けた場合には、拾った方の求めに応じて預り書を交付することとなりました。

詳しくは、警察庁および各都道府県警察のホームページをご覧ください。

警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/>